

介護保険からのお知らせ

(第7期の介護保険料について)

保険料は
3年ごとに
見直します



錦江町内に住む 40 歳以上の方は、介護保険の被保険者となります。

被保険者は、2 種類に分けられ、65 歳以上の方が「第 1 号被保険者」、40 歳以上 65 歳未満の方が「第 2 号被保険者」となります。介護保険事業は、事業に係る費用の半分を第 1 号及び第 2 号の各被保険者の方から徴収する保険料により賄われています。残りの半分は、国・県・市町村の負担金（税金）で賄われています。

介護保険料の計算方法 ○第 1 号被保険者（65 歳以上）

介護保険制度については、3 年ごとに事業計画を見直し、介護サービスを提供するための財源として必要な介護保険料が決定されます。

また、介護保険料は、個人所得に応じてそれぞれ異なり、年金からの天引きや納付書によって納めていただきます。介護サービスが必要となった時に安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。 残りの半分は、国・県・市町村の負担金（税金）で賄われています。

第 7 期（平成 30 年度～平成 32 年度）の介護保険料					
負担段階	段階分けの条件	保険料率 (本年度)	月 額 (本年度)	年 額 (本年度)	第 6 期比較 月額保険料
第 1 段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢年金受給者の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等が 80 万円以下の方	基準額× 0.45 ※	2,790 円	33,480 円	2,610 円
第 2 段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	基準額× 0.75	4,650 円	55,800 円	4,350 円
第 3 段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等の合計が 120 万円を超える方	基準額× 0.90	4,650 円	55,800 円	4,350 円
第 4 段階	・本人が町民税非課税で、本人の年金収入等の合計が 80 万円以下の方	基準額× 0.90	5,580 円	66,960 円	5,220 円
第 5 段階	・本人が町民税非課税で、本人の年金収入等の合計が 80 万円を超える方	基準額	6,200 円	74,400 円	5,800 円
第 6 段階	・本人が町民税課税で、課税年金収入額等の合計所得が 120 万円未満の方	基準額× 1.20	7,440 円	89,280 円	6,960 円
第 7 段階	・本人が町民税課税で、課税年金収入額等の合計所得が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額× 1.30	8,060 円	96,720 円	7,540 円
第 8 段階	・本人が町民税課税で、課税年金収入額等の合計所得が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額× 1.50	9,300 円	111,600 円	8,700 円
第 9 段階	・本人が町民税課税で、課税年金収入額等の合計所得が 300 万円以上の方	基準額× 1.70	10,540 円	126,480 円	9,860 円

※国の低所得者負担割合軽減により、保険料率が 0.05 引下げられています。

○第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）

加入されている医療保険の保険料に上乗せて納めていただきます。なお、納付については医療保険者が一括して納めますので、ご本人が直接納付する必要はありません。

○介護サービス利用者負担割合について

平成 30 年 8 月から一定以上の所得のある 2 割負担の方で、より一層所得のある方の負担割合が 3 割に上げられます。

問い合わせ先：錦江町役場保健福祉課 介護保険チーム ☎ 0994-22-3043